補助金チェックシート　　　都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額（千円） H26	H27	H28	見直し基準該当項目	説明	H29年度要求額（千円）
1	都市計画課	北岡北地区土地区画整理事業補助金	飯山町北岡北地区土地区画整理組合	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H11	土地区画整理事業を実施することで、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る。	土地区画整理事業の解散認可等に要する費用について、補助を行う。	0	270	0	（1）継続するもの	エ　行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	750
2	都市計画課	緑のまちづくり協議会補助金	丸亀市緑のまちづくり協議会	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H16	市民、各種市民団体、企業等との協働により、良好で魅力的な緑を造り出し、地域環境の総合的な質を高めるとともに、生活に安らぎと潤いをもたらす緑のまちづくりを行うことを目的とする。	要件：市民参加による緑のまちづくりを推進することにより、快適な生活環境都市の形成を図り、健康で文化的な市民生活に寄与すること。 補助率：規定なし 補助金の上限額：予算の範囲内	1,440	1,440	1,440	（1）継続するもの	エ　行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,440
3	都市計画課	民間住宅耐震対策支援事業費補助金	市内に自ら所有する住宅の耐震診断及び耐震改修工事を実施する市民	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H23	市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、補助金を交付し、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保することを目的とする。	昭和56年5月31日以前に着工の住宅 （耐震診断） 補助率：9/10 補助限度額：9万円 （耐震改修工事） 補助率：全額 補助限度額：90万円 ※耐震改修工事について、市内業者が実施した場合に限り、補助率：全額、補助限度額：99万円	12,826	13,233	22,550	（1）継続するもの	イ　国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	29,050

補助金チェックシート　　都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額（千円） H26	H27	H28	見直し基準該当項目	説明	H29年度要求額（千円）
4	都市計画課	緊急輸送路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金	DID地区内で道路閉塞の恐れのある緊急輸送路沿道建築物の所有者	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H26	耐震性の高い市街地の形成および大規模地震時に避難活動や物資の補給等で重要な役割を果たす緊急輸送道路の安全の確保を図り、震災に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	（耐震診断） DID地区内の緊急輸送道路沿道で、地震により倒壊し緊急輸送道路を閉塞する恐れのあるもの（昭和56年5月31日以前に着工のものに限る） 補助率：2/3 補助金限度額：400万円 （国：1/2、県：1/4、市：1/4） （耐震改修工事） 補助率：2/3 補助金限度額：6,000万円 （国：1/2、県：1/4、市：1/4）	0	0	0	（1）継続するもの	イ　国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	60,000
5	建設課	私道整備事業補助金	自治会	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H27	私道を舗装整備する事により、安心安全の道づくり及び生活環境の向上を図る。	工事費1/2以内。 50万円を上限	―	2,807	3,000	（1）継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
6	下水道課	雨水貯留施設設置補助金	市民	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H20	雨水の有効利用を図るため、雨水貯留槽の設置を推進し節水型まちづくりを目指すことを目的とする。	・対象経費の1/2を補助 ・容量100Lから200L未満の上限金額は3万円 ・容量200L以上の上限金額は5万円	342	234	407	（1）継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	525

補助金チェックシート　　　都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額（千円） H26	補助金額（千円） H27	補助金額（千円） H28	見直し基準該当項目	見直し基準該当項目 説明	H29年度要求額（千円）
7	下水道課	雨水貯留施設改造補助金	浄化槽が不用となった市民	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H17	雨水の有効利用を図るため、不用となった浄化槽を雨水貯留槽への改造を推進し節水型まちづくりを目指すことを目的とする。	・対象経費の1/2を補助 ・上限金額は10万円 （H25までは、上限金額 5万円）	181	67	200	(1)継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	600
8	下水道課	雨水浸透施設設置補助金	市民	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H23	宅地内の降雨が地下水の涵養や水路等への雨水流出抑制に繋がる雨水浸透枡の設置を推進し、河川の負担軽減を図ることを目的とする。	・対象経費の1/2を補助 ・上限金額は1申請につき1箇所あたり5千円の4箇所までの2万円	0	0	0	(1)継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	60
9	下水道課	合併処理浄化槽設置補助金（国・県費補助対象分）	下水道事業計画区域外の市民及び農業集落排水事業の実施区域以外の市民	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H17	合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。	国の循環型社会形成推進交付金制度に基づき国、県、市が1/3ずつを補助	151,518	118,728	108,072	(1)継続するもの	イ　国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	123,576
10	下水道課	単独浄化槽等転換補助金	下水道事業計画区域外の市民及び農業集落排水事業の実施区域以外の市民	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H21	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への据え換え撤去を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。	国の循環型社会形成推進交付金制度に基づき、上限金額9万円を国、県、市が1/3ずつ補助	630	1,350	720	(1)継続するもの	イ　国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,440

補助金チェックシート　　　都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額（千円）			見直し基準該当項目		H29年度要求額（千円）
									H26	H27	H28		説明	
11	下水道課	合併処理浄化槽設置補助金（単独）	下水道事業計画区域内で3年目以降に下水道の整備計画がある区域の市民及び下水道の整備が技術上困難な区域の市民	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H17	合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。	国の循環型社会形成推進交付金制度の補助基準額と同じ額又はその1/2を補助	729	2,061	1,374	（1）継続するもの	エ　行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,776
12	下水道課	合併処理浄化槽設置資金融資利子補給金	市の補助を受け合併処理浄化槽を設置する市民	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H22	合併処理浄化槽の設置費用の融資あっせんによる償還金の利子を補給することにより、合併処理浄化槽の設置者の負担を軽減することを目的とする。	・設置費用の50万円までを融資あっせん ・償還金は無利息 ・利子は市が全額補給 ・償還金額は毎月1万円	8	4	3	（1）継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	130
13	下水道課	下水道ポンプ設備設置補助金	下水道供用開始3年以内の区域内に居住する市民	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H17	ポンプ設備の設置補助により、下水道の供用開始区域内において地形上自然流下で汚水を下水道に流せない地理的条件を解消し下水道への接続を促すことを目的とする。	・供用開始から3年以内に下水道に接続するためのポンプ設備を設置する工事費(設置費及び電気設備費） ・上限金額は20万円	0	0	0	（1）継続するもの	エ　行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	400

補助金チェックシート　　　都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額（千円）			見直し基準該当項目		H29年度要求額（千円）
									H26	H27	H28		説明	
14	下水道課	排水設備改造資金融資利子補給金	下水道供用開始3年以内の区域内に居住する市民	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H17	下水道接続に要する宅内排水設備工事の資金を融資あっせんし、その償還金の利子を補給することにより、下水道に接続する市民の負担を軽減することを目的とする。	・供用開始から3年以内に行う10万円以上で70万円までの宅内排水設備工事 ・償還金は無利息 ・利息は市が全額補給 ・融資金額が50万円以下は毎月1万円を償還 ・融資金額が50万円超は毎月2万円を償還	15	14	8	（1）継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	450
15	下水道課	下水道ポンプ設備設置補助金	農業集落排水事業供用開始3年以内の区域内に居住する市民	ア　行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ　中長期的なもの	H17	ポンプ設備の設置補助により、農業集落排水事業の供用開始区域内において地形上自然流下で汚水を農業集落排水処理施設に流せない地理的条件を解消し農業集落排水処理施設への接続を促すことを目的とする。	・供用開始から3年以内に下水道に接続するために行うポンプ設備設置に要する工事費(設置費及び電気設備費)を補助 ・上限金額は20万円	0	0	0	（1）継続するもの	エ　行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200

補助金チェックシート　　　都市整備部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額（千円）			見直し基準該当項目		H29年度要求額（千円）
									H26	H27	H28		説明	
16	下水道課	排水設備改造資金融資利子補給金	農業集落排水事業供用開始3年以内の区域内に居住する市民	イ　市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ　中長期的なもの	H17	農業集落排水処理施設への接続に要する宅内排水設備工事の資金を融資あっせんし、その償還金の利子を補給することにより、農業集落排水処理施設に接続をする市民の負担を軽減することを目的とする。	・供用開始から3年以内に行う宅内排水設備工事に要する経費の10万円から70万円までを融資あっせん ・償還金は無利息 ・利息は市が全額補給 ・融資金額が50万円以下は毎月1万円を償還 ・融資金額が50万円超は毎月2万円を償還	1	0	0	（1）継続するもの	オ　市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200